

第80回組合会開催

平成21年3月6日(金)

- 平成21年度事業計画・予算等決定
- 表彰(退任役員議員・退職支部職員)



新建 国保だより

●発行所

新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025)231-2856~8
FAX (025)231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niigata@kenchiku-kokuho.jp

●発行人

理事長 吉田秀夫

第八十回組合会が三月六日(金)十二時より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

加藤理事(能生)の司会により宮崎副理事長の開会挨拶、物故者に対する黙祷、吉田理事長の開会挨拶後、中村議長(糸魚川)の運営により議事に入りました。

審議の結果、承認及び可決された議案は、次のとおりです。

議事内容

- 報告第一号 組合会議員の異動報告について
- 報告第二号 組合会議員の選出報告について
- 報告第三号 専決処分報告について
- 報告第四号 平成二十年度事業実績中間報告について
- 議案第一号 平成二十年度歳入歳出補正予算について
- 議案第二号 平成二十一年度事業計画について
- 議案第三号 平成二十一年度歳入歳出予算について
- 議案第四号 組合役員の選任について
- 議長発議第一号 組合会議長及び副議長選挙の件

議事終決後、協議・報告事項を承認、山際副理事長の開会挨拶より第八十回組合会を終了いたしました。

閉会后、組合表彰規定による退任議員・退職支部職員に感謝状の贈呈を行い全日程を終了いたしました。

平成21年度事業計画

1. 基本方針

平成20年度は後期高齢医療制度の発足と、特定検診・特定保健指導の開始が大きな出来事でした。いずれも毎年増加し続ける医療費の抑制を図り国民健康保険を安定した制度として持続させることを目指したこれからの重要な課題です。

建築国保は後期高齢医療制度の発足により平成20年4月には3千3百人余りの被保険者が後期高齢医療制度に移行しました。

被保険者の減少は将来的に組合の存続に大きな影響を及ぼすことから平成21年度は被保険者の加入促進に一層の努力が必要です。

経済状況の悪化と、雇用不安の中、新規加入の促進を計るためにはこれまで以上に保険給付の充実、保健事業における健康づくり事業の積極的な推進を図っていくことが重要です。

「特定健診・特定保健指導」は制度改革のひとつの柱です。対象の方全員が必ず健診を受けられるようさらに体制整備をすすめております。そのため現行の人間ドックのほかに特定健診も含めた「新しい健診メニュー」を取り入れ、これまで以上に被保険者の皆様方が安心して健康的な生活が送れるよう一層の努力をいたします。

2. 重要事項

1. 被保険者の加入促進
2. 財政基盤の安定と充実強化
3. 医療費適正化の推進
4. 保健事業の充実
5. 特定健診・特定保健指導の目標達成

3. 事業内容

(1) **事業期間** 平成21年4月1日～平成22年3月31日

(2) **被保険者数**

組合員	10,549人
組合員以外	13,195人
合計	23,744人（介護保険対象者 10,509人）

(3) **保険料**（すえおきです。）

区 分		説 明	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	介護納付金賦課額	月 額
組 合 員	1級 事業主	従業員を使用している事業主労働者を使用する日数が年間100日以上、事業主親子で一つの事業を行っている主たる者	11,800円	1,700円	2,000円	15,500円
	2級 一人親方	従業員を使用している事業主労働者を使用する日数が年間100日未満の事業主	9,800円	1,700円	2,000円	13,500円
		法人役員				
	3級 従業員	事業主の雇用証明書を提出した者親子で一つの事業を行っている従たる者	8,800円	1,700円	2,000円	12,500円
	4級 25歳未満	25歳未満の組合員	4,300円	1,700円	—	6,000円
5級 後期高齢者	75歳以上の組合員	3,000円	—	—	3,000円	
家 族		家 族	2,300円 賦課限度5人	1,600円 賦課限度5人	1,100円 賦課限度3人	5,000円
・賦課限度額		基礎賦課額	279,600円	(市町村47万円)		
		後期高齢者支援金等賦課額	116,400円	(市町村12万円)		
		介護納付金賦課額	63,600円	(市町村10万円)		
・後期高齢者支援金等賦課額		0歳～74歳の方が納付する。				
・介護納付金賦課額		介護保険第2号保険者(40歳～64歳迄の方が納付する。				
・75歳以上の組合員は建築国保の「特例制度」を希望した場合、資格を継続。						

(4) 療 養 給 付

I 療養の給付負担割合

区 分	給 付 割 合	一 部 負 担 割 合
義務教育就学前児童 (注1)	8 割	2 割
就学児以降70歳未満	7 割	3 割
70歳以上	一 般	2 割 (注2)
	現役並み所得者	3 割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 平成21年4月から平成22年3月までの一年間の窓口負担は1割

II 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額が所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

70歳未満	所得区分	自己負担限度額
	上位所得者	150,000円 [83,400円] 医療費が500,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 500,000円) × 1%
	一 般	80,100円 [44,400円] 医療費が267,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 267,000円) × 1%
	低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 [24,600円]

70歳以上	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	入院(世帯単位)
	現役並み所得者	44,400円	80,100円 [44,400円] 医療費が267,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 267,000円) × 1%
	一 般	12,000円	44,400円
	低所得者 (住民税非課税者)	I	8,000円
II		8,000円	15,000円

(注) 「低所得者」とは、世帯全員が住民税非課税等の場合であり、その中でも住民税の課税対象となる各種所得の金額がない等の場合(年金収入のみの場合、年金受給額80万円以下)には、Iの区分が適用される。

「上位所得者」とは、年間所得600万円を超える世帯。

「一般」とは、単身の場合年収が383万円未満、2人以上世帯の場合年収520万円未満の場合。

「現役並み所得者」とは、同一世帯に課税所得が145万円以上である70歳以上の被保険者。

※ [] 内の金額は、多数該当(過去12ヶ月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合。

※ 世帯合算は、患者負担額21,000円以上を対象とする。

※ 特定疾病(慢性腎不全、血友病、抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)の治療に係る自己負担限度額は10,000円。

但し、上位所得者世帯に属する70歳未満の被保険者が人工透析の治療を受ける場合は20,000円。

III 高額介護合算療養費

同一世帯において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について毎年8月1日から翌年7月31日間で年額での上限を設け、被保険者の負担を軽減します。

	国保+介護(70~74歳者がいる世帯)	国保+介護(70歳未満の者がいる世帯)
現役並み所得者	67万円	126万円
一 般	62万円 [56万円] (※)	67万円
低所得者 (住民税非課税)	II	34万円
	I	

※70~74歳の被保険者等にかかる一部負担金の軽減措置に伴う凍結(表中[]で記載された額)。

IV 入院時食事療養費

入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、一定額を医療機関等の窓口で支払います。

			食事療養費（1食分）
現役並み所得者及び一般			260円
非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円
		90日以降	160円
非課税世帯（老齢福祉年金受給者）			100円

V 入院時生活療養費

療養病床に入院する70歳以上の方は食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額の支払が必要です。

	食費（1食分）	居住費（1日分）	食費居住費（1日分）
現役並み所得者 及び一般	460円 (420円)※	320円	1,700円 (1,580円)
低所得者Ⅱ	210円		970円
低所得者Ⅰ	130円		710円
低所得者Ⅰのうち 老齢福祉年金受給者	100円	0円	300円

※医療機関により金額が異なるので、医療機関に確認して下さい。

VI 訪問看護療養費

在宅で寝たきりの状態である方が訪問看護をうけたときなどは、その費用を支給します。

VII 療養費

治療費など現金で支払ったときや、はり・きゅうマッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

VIII 移送費

歩行困難な方を医師の指示により入院または転院のため移送したとき。

(5) その他の保険給付

I 出産育児一時金	子供1人出産につき支給	400,000円
	産科医療補償制度対象の分娩	(上乗せ) 30,000円
II 葬 祭 費	被保険者が死亡した場合	組合員 100,000円
		家族 50,000円
III 傷病手当金	組合員である被保険者が入院した場合（60日限度）	
	1 級	1日6,000円×60日＝ 360,000円
	2級～4級	1日5,000円×60日＝ 300,000円

※・自損事故による入院は10日を限度、法令違反によるものは不支給とする。
・同一疾病については5年毎に適用する。

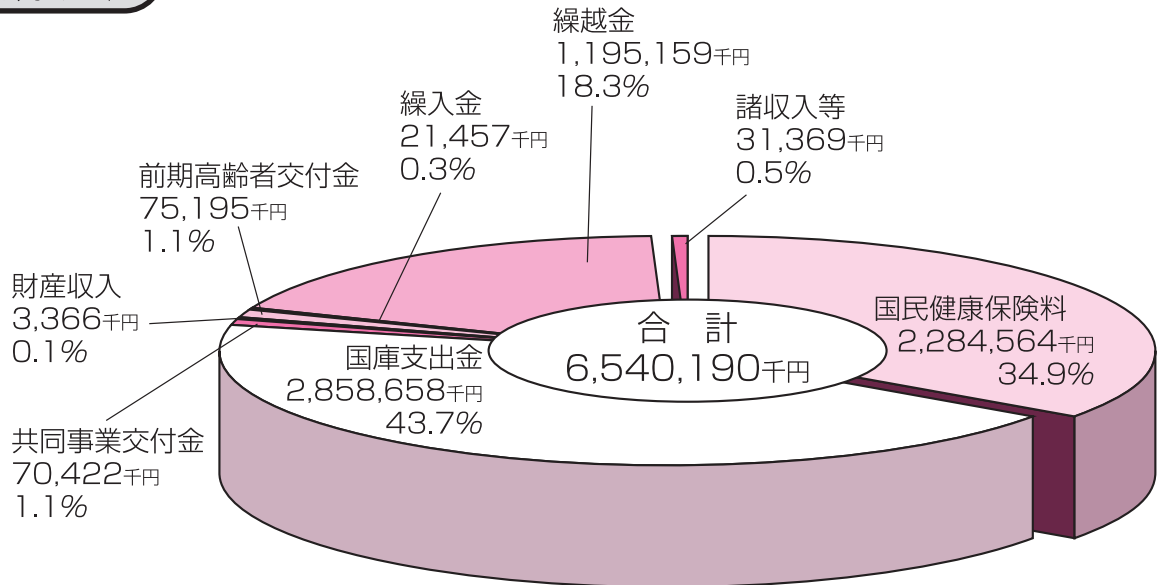
IV 出産手当金	女性の組合員(資格が1年以上)が出産した場合	1児につき300,000円
----------	------------------------	---------------

(6) 保 健 事 業

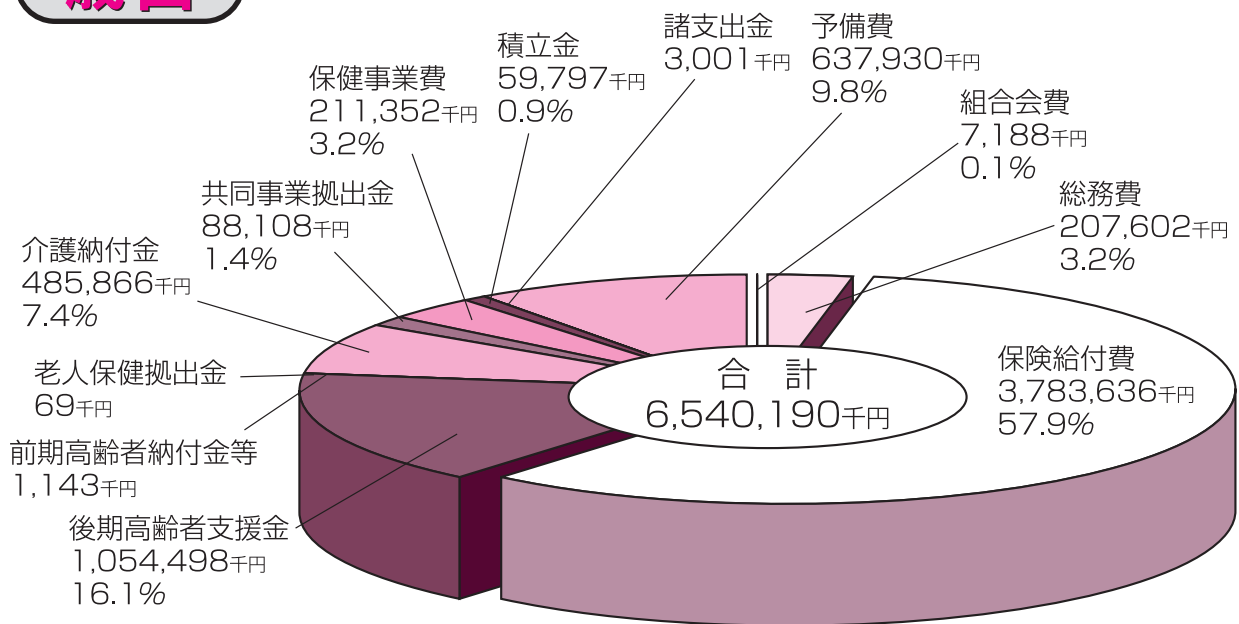
1	1日人間ドック等の受診補助	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格が1年以上ある20歳以上の対象者 ・1日人間ドック、オプション検診ともに、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・オプション検診は、検診をうけようとする健診機関等が実施する検診を対象とする。 ・石綿健診は全額補助。 									
2	乳 幼 児 見 舞 金	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～ 就学前の被保険者が入院した場合30日限度で支給する。 3,000円 × 30日 = 90,000円を限度 									
3	医 療 費 通 知	<ul style="list-style-type: none"> ・全世帯に6月、9月、12月、3月の年4回通知する。 									
4	広 報 の 発 行	<ul style="list-style-type: none"> ・「国保だより」年2回、「国保のご案内」年1回配布する。 									
5	健康優良家庭(者)の表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間無受診だった家庭(者)を表彰する。 									
6	家庭医薬品の無償配布	<ul style="list-style-type: none"> ・全世帯に無償で配布する。 									
7	国保協議会負担金の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・上越・中越・下越の国保協議会に組合員1人200円(年)を活動費として補助する。 									
8	契約保養所利用補助	<p>1泊 5,000円を補助する。</p> <p>◇契約旅行会社 ①JTB日本交通公社 ②日本旅行 ③三愛旅行社 ④JRびゅうプラザ ⑤新潟交通 ⑥頸城観光 ⑦越後交通</p>									
9	支部研修旅行宿泊施設利用補助	<ul style="list-style-type: none"> ・支部が保養のため研修旅行で宿泊施設を利用した場合、1組合員 1泊5,000円補助する。 (契約保養所利用補助を利用した場合は支給できません。) 									
10	保 健 指 導 (講 演)	<ul style="list-style-type: none"> ・組合会・支部総会等の開催時に健康保持増進に係る保健指導(講演等)を保健師により行う。 									
11	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月1日から翌年3月31日までの間の予防接種 <table border="0"> <tr> <td>◇13歳未満</td> <td>1回につき</td> <td>2,100円(年2回まで)</td> </tr> <tr> <td>13歳以上65歳未満</td> <td>1回</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>1回</td> <td>1,050円</td> </tr> </table>	◇13歳未満	1回につき	2,100円(年2回まで)	13歳以上65歳未満	1回	2,100円	65歳以上	1回	1,050円
◇13歳未満	1回につき	2,100円(年2回まで)									
13歳以上65歳未満	1回	2,100円									
65歳以上	1回	1,050円									
12	特定健診・特定保健指の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け行う。 <table border="0"> <tr> <td>◇特定健診</td> <td>対象者の30%(21年度の実施率)</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導 動機付支援</td> <td>対象者の15%(")</td> </tr> <tr> <td>積極的支援</td> <td>対象者の15%(")</td> </tr> </table>	◇特定健診	対象者の30%(21年度の実施率)	特定保健指導 動機付支援	対象者の15%(")	積極的支援	対象者の15%(")			
◇特定健診	対象者の30%(21年度の実施率)										
特定保健指導 動機付支援	対象者の15%(")										
積極的支援	対象者の15%(")										
13	健 康 電 話 相 談 (健康相談サンキュー24)	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、保健師、医師等による24時間対応の健康に関する電話無料相談。 									

平成21年度予算構成

歳入



歳出



国保組合の新役員、組合会議員

任期 自 平成21年4月1日
至 平成23年3月31日

(役員 定数15名)

役職名	支部名	氏名	備考	役職名	支部名	氏名	備考
理事長	長岡	吉田秀夫		理事	見附	蝶名林和男	
副理事長	西蒲燕	山際昇		"	柏崎刈羽	小林幸一	
"	能生	加藤真一		"	上越南	富永武司	
常務理事	本部	山下芳実		"	上越北	小林久春	
理事	岩船	遠山正		監事	新潟	安藤静男	
"	十日町	宮嶋正一		"	小千谷	本田剛	
"	新潟	松田道佳		"	頸南	古川隆夫	
"	新発田豊栄北蒲	長谷川進					

(敬称略)

(組合会議員 定数100名)

議長 高橋達平(新潟) / 副議長 内田五男(塩沢)

No.	支部名	氏名	No.	支部名	氏名
1	新潟	村山宏	16	新発田豊栄北蒲	小林正晴
2	"	高橋勝支	17	"	井畑隆司
3	"	落合忠司	18	"	鈴木昇二
4	"	松崎勇	19	"	渡邊鋼威
5	"	小田島久	20	"	小林寿男
6	"	高山明	21	新潟津	小林清吾
7	"	高橋達平	22	"	星野義博
8	"	葛綿光司	23	西蒲燕	柚木隆吉
9	"	渡邊守	24	"	堀守弘
10	"	朝妻勝人	25	"	稲葉稔
11	"	大平正	26	"	村井和夫
12	"	青木茂	27	"	大岩晴行
13	"	猪股正義	28	"	山下剛士
14	"	堀幸雄	29	"	山際憲治
15	"	山岸健二	30	"	袖山佐一

No.	支 部 名	氏 名	No.	支 部 名	氏 名
31	東 蒲	清 水 泰 夫	66	魚 沼	山之内 誠
32	佐 渡	濱 辺 達 男	67	塩 沢	内 田 五 男
33	"	小 埜 原 敏 男	68	六 日 町	上 村 信 雄
34	白 根	本 間 吾 朗	69	大 和	中 島 茂 夫
35	"	小 竹 行 雄	70	十 日 町	小 宮 山 巳 一
36	村 上	伊 藤 和 人	71	"	遠 田 彰 平
37	小 須 戸	伊 藤 三 義	72	"	水 落 清
38	岩 船	鈴 木 藤 男	73	川 西	高 橋 良 二
39	"	藤 原 義 正	74	津 南	大 平 政 栄
40	"	高 橋 雄 吉	75	柏 崎 刈 羽	高 橋 正 継
41	村 松	高 岡 正 巳	76	"	片 桐 里 司
42	五 泉	阿 部 岩 夫	77	"	西 村 伸 美
43	亀 田	小 野 間 久	78	寺 泊	渡 邊 弘
44	横 越	松 本 米 吉	79	越 路	西 脇 友 太 郎
45	長 岡	吉 田 和 雄	80	上 越 南	藤 本 武 雄
46	"	遠 藤 英 夫	81	"	横 山 隆 敏
47	"	藤 塚 栄 司	82	"	丸 山 賢 二
48	三 条	古 俣 智 義	83	"	綿 貫 敬 史
49	"	永 井 龍 雄	84	上 越 北	藤 田 久 幸
50	加 茂	近 藤 光 春	85	"	澤 田 豊
51	見 附	牧 野 吉 宏	86	"	小 林 健 二
52	"	星 晴 夫	87	頸 南	丸 山 勇
53	枋 尾	中 村 貞 則	88	"	牛 木 久
54	田 上	山 田 勝 義	89	柿 崎	佐 藤 芳 宏
55	栄	佐 藤 義 勝	90	大 湊	熊 木 昌 利
56	中 之 島	本 名 浩 利	91	吉 川	田 中 昭 二
57	下 田	櫻 井 伸 一	92	頸 城	川 口 孝 一
58	三 島	小 川 神 八	93	板 倉	栗 和 田 友 春
59	与 板	吉 原 久 雄	94	三 和	保 坂 昭 五
60	和 島	神 子 義 彦	95	糸 魚 川	八 田 清 志
61	出 雲 崎	山 田 勝	96	"	小 池 一 正
62	小 千 谷	渡 部 貞 男	97	"	青 代 建 一
63	"	村 山 正 三	98	能 生	藤 岡 勉
64	魚 沼	瀧 澤 敏 夫	99	名 立	奥 由 良 勝
65	"	広 井 隆 一	100	清 里	清 水 昭 治

(敬称略)

感謝状被贈呈者

永年にわたり国保組合事業の振興発展に貢献して尽力いただき、退職された議員並びに支部職員の方に対し感謝状を贈呈しました。



議員

氏名	支部名	在任期間	在職年数
室橋利計	与板	平成5年4月1日～平成21年1月3日	15年10ヶ月

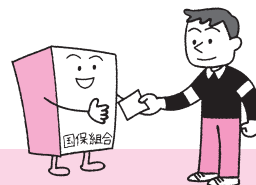
組合の役員または組合会議員を2期または4年以上勤めた者

職員

氏名	支部名	勤続期間	勤続年数
市川綾子	長岡	昭和45年8月1日～平成20年12月31日	38年5ヶ月

国保業務に10年以上携わった支部職員

4月は異動の時期です 手続きはお早めに



家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であること、他の保険に入っていないことが要件です。

入る理由	届出に必要な書類
健康保険等をやめたとき	続柄が記載された住民票と前の保険の喪失証明等
子どもが生まれたとき	省略されていない子どもの住民票 出産育児一時金の申請書
結婚または同居したとき	続柄が記載された住民票

家族が建築国保をやめるとき

組合員の世帯員でなくなったか、他の保険に入ったこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要な書類
健康保険等に入ったとき	入った健康保険証等の写し
亡くなったとき	住民票の抹消謄本又は死亡診断書の写し、埋火葬許可証の写しでも可
離婚または他の世帯に転出したとき	組合員の世帯をはなれたことが記載された住民票の抹消謄本

保険証の記載内容が変わったとき

理由	届出に必要な書類
住所や氏名の変更	新住所の世帯全員の住民票
住居表示の変更	住居表示変更通知書か住民票
家族が遠方の学校に入ったとき	在学証明
家族が遠方の訓練校に入ったとき	訓練校の在籍証明書
保険証の紛失	警察に届出後、申請書にその旨を記入
保険証の破損・汚損	申請書に破損・汚損した保険証を付けて提出

70歳以上の方が加入する際に、 所得の証明が必要な理由

70歳以上の方は所得によって負担割合が異なるために所得の証明をいただいています。



平成21年1月から 「産科医療補償制度」が実施されました

※産科医療補償制度とは、出産の時に重度脳性マヒ等になった乳幼児に補償金が支払われる制度です。

産科医療補償制度利用を利用した場合

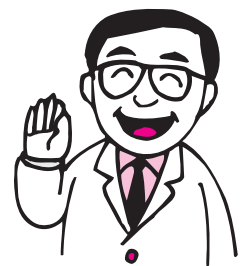
出産育児一時金	40万円
産科医療補償制度保険料	3万円

- あわせて**43万円**の支給となります。
- 但し、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産するときのみ



毎年受けよう人間ドック・特定健診

新健康診断メニューを新設



これまでの人間ドックよりも手軽で安価な「新しい健診メニュー」が新設されました。特定健診の内容も含んでいます。

これまで受診率の低かった女性家族の方からも積極的にご利用いただきたいと思います。

人間ドック・特定健診を受けるときは受診券を忘れずに。

人間ドックの補助額が変わりました。

人間ドック……………健診料金の7割を補助、2万円限度。
オプション検査……………健診料金の7割を補助、2万円限度。

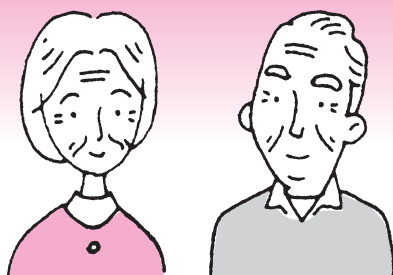
「ジェネリックカード」を 被保険者の方全員へ配布します。

「カード」を医師に提示するだけであなたの希望を伝え、相談、説明がスムーズに行えます。また、調剤薬局でも同じようにあなたの希望を伝えてくれます。



ジェネリック医薬品とは……

最初に膨大な研究開発費を投入して開発・発売されたオリジナル新薬に対し、その特許が切れた後に発売されたものをジェネリック(generic)医薬品といいます。同じ成分、同じ効き目ですが開発費が不要のため、安価な価格が設定されています。



高齢者の患者負担割合(原則2割→1割)が平成21年3月から更に1年間延長されました。

※3割負担の高齢受給者が交付されている方はそのままお使い下さい。



21年度の特典健診受診券(ピンク色)は4月中に該当者全員に送付いたします。

所得調査にご協力ください



平成21年度に5年に一度の所得調査が実施される予定です。建築国保組合の所得水準を把握し、国庫補助金支給額を算定するための調査です。該当された方には改めて詳細をご連絡いたします。ご協力をお願い申し上げます。

※提出いただく所得証明書は、「個人情報保護法」及び「国の個人情報保護に関する遵守基準」に基づいて管理徹底し、今回の調査目的以外は使用いたしません。

仕事中のケガは労災保険が大原則です！

まだ特別加入していない方は、早急に加入して下さい。

特別加入該当者…事業主・一人親方・家族従業員

仕事中にケガをしたら



仕事中のケガや病気は**労災保険で治療を受けるのが原則**です。

- ① 労災保険は従業員を雇っている事業所はすべて加入しなければなりません。
- ② 一人親方、事業主は**必ず特別加入をしてください**。
- ③ 仕事中のケガや病気は、**本来、建築国保組合が負担すべきものではありません**。労災保険の方で手厚い給付を受けられます。

ケガや病気をしたとき

療養補償給付…仕事中のケガや病気で療養を要する場合

休業補償給付…仕事中のケガや病気で仕事を休み、給料がもらえない場合

ケガや病気が治らないとき

障害補償年金…仕事中のケガや病気で療養を始めて、1年6カ月たっても治らなかった場合

死亡したとき

遺族補償給付…仕事中のケガや病気で死亡した場合

法人事業所のみなさまへ

【強制適用事業所】

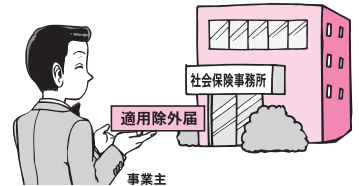
次の事業所は法律によって、健康保険、厚生年金に加入しなければなりません。

法人事業所の役員・従業員は以下の加入要件があります。

- ① 社会保険適用済み事業所(社会保険からの戻り)でないこと。
- ② 政府管掌健康保険適用除外承認を受けていること。



適用除外の申請はもう済みですか



◆適用除外とは…

通常、法人事業所と常時5人以上の従業員を使用する個人事業所は、社会保険(政府管掌健康保険、厚生年金保険)へ加入することになります。しかし、社会保険事務所へ政府管掌健康保険の適用除外申請をして厚生年金保険へ加入した場合は、新潟県建築国保への加入が認められています。